

2014.11

PL Report <2014 No.8>

国内の PL 関連情報

農林水産省が農業機械作業における事故防止を呼びかけ

(2014 年 9 月 7 日 読売新聞)

農林水産省は、毎年、厚生労働省の「人口動態調査」に関わる死亡小票を基に農作業死亡事故について都道府県職員が調査を行い、その結果を公表している。同省が本年 4 月に発表した平成 24 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間の報告によれば、調査結果の概要は次の通り（報告書は、<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/140408.html>を参照）。

- ・上記期間に発生した農作業による死亡事故件数は 350 件
- ・その内訳は農業機械作業に関わる事故が 256 件（約 73%）、農業用施設作業に関わる事故が 19 件（約 6%）それ以外の事故が 75 件（21%）
- ・農業機械作業に関わる事故の原因別では機械の転倒・転落が 129 件（約 50%）を占めており、機種別では「乗用型トラクター」による事故が 100 件（全体の約 30%）、「歩行型トラクター」と「農用運搬車（農業用トラック等）」がそれぞれ 40 件（全体の約 11%）と続いている
- ・事故全体の約 80%にあたる 258 件が、65 歳以上の高齢者によるもの

今後同省では、この調査結果を踏まえ、関係機関と協力して、より一層の農作業時における事故防止に向けた取組を進めるとしている。

ここがポイント

農林水産省の公表資料にある過去 10 年間（平成 15～24 年）の事故発生状況を示したデータによると、事故の傾向（全体の事故件数、およびそれぞれの事故原因の件数や占める割合、高齢者の比率等）に大きな変化はなく、農業機械に関わる事故が常に 70%前後を占めています。

事故件数が最も多い乗用トラクターをはじめとして、乗用あるいは走行用の農業機械には事故発生の一因になると考えられる次のような特徴があります。

①作業環境に起因するもの

- ・圃場（水田等）と公道の間を往復するために、急傾斜地を走行せざるを得ない状況がある。
- ・圃場の隅々まで作業する必要から、急旋回（小回り）が必要になる場合も多い。

②農業機械の特徴に起因するもの

- ・上記作業環境（傾斜地走行、急旋回等）に対応した機能・構造が必要とされる。
- ・車幅に比べて車高が高く、その上に作業者が乗って操作をする、また荷物を積載するなど重心が高くなる傾向がある。
- ・大径の車輪や装着された作業機械などのハザードが露出している場合が多い。
- ・多くの場合、運転者が露出した形状となっている。

製品の安全を確保するためにこれらの要因に対処することは、農業機械に求められる本来の機能と利便性を失わせる恐れもあるため容易ではありません。一方、今後も農業従事者の

高年齢化は継続すると予想されることから、取扱説明書や本体に貼付したラベル等による注意表記のみに頼ることも現実的ではなく、容易には事故が減らない可能性があります。

このため、事業者においては、①農業機械の性質や使用環境を十分に踏まえた上、今回の報告書も含め農業機械による事故内容やその原因を分析、②分析結果も踏まえ、コスト上の制約とのバランスも考慮しつつ、現時点で採用可能な最新技術の導入などにより、製品の安全性確保や効果的な運転者の保護装置等の検討・実用化を進める、③その上で、残留リスクについて効果的な伝達方法を検討・実施するなど、農業機械の安全性向上に向けた取組についてより一層積極的に進めることが望まれます。

テーブルタップ差込口のスイッチ周辺が焦げた事象に関する調査結果を公開

(2014 年 9 月 18 日 国民生活センター)

独立行政法人国民生活センターは、9 月 18 日テーブルタップを対象とした商品テスト結果を公開した。本商品テストは使用者からの「テーブルタップ（4 口）にセラミックファンヒーターと学習機の電灯をつないで使用していたところ、テーブルタップと床が焦げた。焦げた原因を調べてほしい。」という依頼を受けて同センターが実施したもの。

当該品は、パイロットランプ付スイッチにより個別に各差込口を入・切ができる 4 口のテーブルタップで、電源コードに最も近い位置の差込口のスイッチの周辺に変色が見られ、特に裏面パネルに焦げた跡が見られていた。

カバーを開けて内部を調査したところ、カバーの内側にシャープペンシルの芯が付着していたことが判明。当該品が焦げていた原因は、スイッチ内の接点部に導電性のあるシャープペンシルの芯が付着し、内部で異常発熱が生じたためと考えられた。同センターの再現実験でも、スイッチ動作を伴うと芯が容易にスイッチ内部に入ることが確認され、シャープペンシルの芯がスイッチの接点部で挟まれると、通電によって異常発熱することが確認された。また、同センターは、当該品の事故情報とは別に、埃が電極間に侵入しトラッキングをおこす可能性も併せて注意を呼びかけている。

本結果を踏まえ、同センターは使用者に対し、テーブルタップを使用する場合は、内部に異物が入らないように注意すると同時に、本事例を公表することで広く消費者に注意を促した。

ここがポイント

本テーブルタップは、使用者が家庭内で電気配線の延長や回路分岐などの目的で使用される製品です。その使用場所は多岐にわたり、テーブルタップの設置位置も上向き・横向き・下向きなどいろいろな場面が考えられます。また、本製品はスイッチ付きのため、使用者が常時スイッチを操作することが可能な場所に設置されることが多いと予想されます。

そのため、埃だけでなく人の日常動作に起因する異物が、テーブルタップの上に飛来する可能性も高くなると考えられます。テーブルタップの上に飛来した場合、その設置状況（位置や設置の向き等）やスイッチの操作などにより、テーブルタップ内に異物が入り込むことが考えられます。本事例では、シャープペンシルの芯がテーブルタップのスイッチ接点より発見されていますが、このような発熱の起因可能性になりうる細い物体は、シャープペンシルの芯だけでなく、ピンやクリップ、ステープラーの芯など多くの物が存在します。

本事例や本製品の性格に照らして考えた場合、上記のように製品への異物侵入の可能性も想定されます。このため、本製品や類似製品の製造事業者においては、製品の安全性確保と同種事故の防止の観点から、取扱説明書等による注意喚起のみではなく、製品本体に対し異物の製品内への侵入を防止することや、侵入しても発火などの不具合に至らない設計の検討などが期待されます。

国民生活センターの商品テスト結果や、製品評価技術基盤機構（N I T E）では、本事案のような事故情報を多数公開しています。このような事故情報は、事故内容やその原因分析がかなり詳細になされており、設計時のリスクアセスメントによる安全対策や残留リスクに関する販売時の情報提供など、自社製品の安全対策や事故防止に向けた取組を進める上で、有効に活用できる情報です。これらの事故情報を自社製品の安全対策面の改善に積極的に活用していくことが望まれます。

国立感染症研究所が「ノロウイルス等検出状況 2014/15 シーズン」の発表を開始

(2014 年 10 月 3 日 国立感染症研究所ホームページ)

国立感染症研究所は、2014/15 シーズン（2014 年第 36 週/9 月～2015 年第 35 週/8 月）のノロウイルス等検出状況のホームページ上での発表を開始した^{※1}。ここでは都道府県別/週別等の検出報告状況等を閲覧できる。なお、今シーズンは、10 月 22 日現在で、計 36 件のノロウイルス等^{※2}の検出が報告されている。

※1：「ノロウイルス等検出速報」の URL

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

※2：ノロウイルス等

ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス、アストロウイルスなど

ここがポイント

上記 URL において発表されている『速報グラフ』の「(6) 過去 4 シーズンとの比較 SRSV(ノロウイルス、サポウイルス)」にある週別 SRSV 検出報告数（毎日更新*）のデータを基に、シーズン毎の総検出数を集計した結果は右表となります。この表から、ノロウイルス等の総検出数の減少傾向は見られないことが読み取れます。（*検出数にはこれまでに国立感染症研究所・感染症疫学センターに報告のあったデータが反映される。過去に遡って追加報告されることもあり、その場合データに追加等の変更がなされる。）

シーズン	ノロウイルス等の 総検出数
2010/11	3727
2011/12	3183
2012/13	3889
2013/14	3347

昨今、作業従事者を介してノロウイルス等が食品に付着し、大規模な製品回収に至る事案や、長期間の営業停止処分を受ける事案が散見されます。多くの食品関連企業においてはノロウイルス対策を実施しているものの、万全な態勢にはない場合もあり、対策の再点検が期待されます。

ノロウイルス対策の参考資料として、外食産業向けに厚生労働省が策定した「大量調理施設衛生管理マニュアル」が挙げられます。これは食中毒全般を予防するためのマニュアルですが、ノロウイルスに対する加熱温度管理、施設設備の管理、調理従事者の衛生管理等も記載され、添付書式として点検記録表のフォーマット等も付記されています。外食産業以外の他の食品関連企業でも文言を読み替えることで衛生管理マニュアルとして活用することも有益です。

また、コーデックス^{※3}が策定した「食品中のウイルスの制御のための食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン CAC/GL79-2012^{※4}」は、その適用範囲が「生産から消費に至るまで、RTE 食品^{※5}を中心にすべての食品に適用できる」とされており、一次産業から加工食品製造業、流通・小売業まで、外食産業を含め食品関連企業全体が参考にできる資料です。ここには、ウイルス対策に特化した施設設計・設備、作業の管理、保守・衛生管理、個人の衛生状態、トレーニング等に関する要求事項が記載されています。特に詳細なトレーニングプ

ログラムが掲載されており、特に従業員教育・訓練を進める上で参考となります。

食品関連企業においては、これらのマニュアルやガイドラインに基づき現状評価を行った上で、必要なノロウイルス対策を講じることが期待されます。

なお、ノロウイルス対策を運用する上で、ルール周知とその遵守が不徹底となれば事故発生の可能性が高まります。ルール周知と遵守に関する従業員教育や、運用状況の定期／不定期による監査等により、ノロウイルスに対する従業員意識を高める風土づくりが望まれます。

※3：コーデックス

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国際連合食糧農業機関(FAO) および世界保健機関(WHO) により設置された国際的な政府間機関

※4：公表情報の URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002xk88-att/2r9852000002xkkj.pdf>

※5：RTE 食品

Ready-to-eat 食品（調理済み食品）

（参考）ノロウイルス感染症

項 目	特 徴
症 状	ヒトに対して嘔吐、下痢などの急性胃腸炎症状を起こすが、その多くは数日の経過で自然に回復する。
時 期	季節的には秋口から春先に発症者が多くなる冬型。
感染源	感染者の糞便・吐物およびこれらに直接または間接的に汚染された物品類、食中毒としての食品類（汚染されたカキあるいはその他の二枚貝類の生、あるいは加熱不十分な調理での喫食、感染者によって汚染された食品の喫食、その他）。
感染経路	主に経口感染（食品、糞口）。ヒトからヒトへの感染として、ノロウイルスが飛沫感染、あるいは比較的狭い空間などでの空気感染によって感染拡大したとの報告もある。

上表は、国立感染症研究所ホームページを基にインターリスク総研で作成

海外の PL 関連情報

GAO が CPSC に対し新たに出現するリスクへの適時の対応を要請

米国会計検査院(GAO: Government Accountability Office)は、本年10月、「Consumer Product Safety Commission: Challenges and Options for Responding to New and Emerging Risks.」と題したレポート※を公表し、国際貿易の拡大やサプライチェーンのグローバル化等に伴い、様々な消費者用製品について新たに出現するリスクへの対応がますます重要になる一方、非常に困難な作業である点を指摘。CPSCによる対応には特に適時性（timeliness）の点で改善の余地があるとし、改善のためのいくつかの選択肢を検討、提示した。

※ <http://www.gao.gov/assets/670/666488.pdf>

ここがポイント

レポートによれば、CPSCは、輸入品を含め、子供用製品からオフロード用レジャーバイク等まで、何千もの消費者用製品の安全性に責任を負っており、消費者用製品に新たな出

現するリスクを特定し、評価することは極めて重要である一方、CPSC による適時の対応は、複数の要素により制約を受ける点を指摘しています。複数の要素には、規制の立法化や自主基準等の確立プロセス、消費者や関係機関等との情報共有、要員面の制約等が含まれるとしています。例えば、CPSC は、自主基準により製品リスクが相当程度低減できる場合には、業界団体等により策定される自主基準を尊重する必要があるが、自主基準策定の期限が法定されているわけではないため、策定までに相当の期間、場合によっては何年もかかり、その間リスクのある製品の流通が継続することになります。

レポートによれば、2012 年において、235,000 の輸入事業者が、7,066 億円相当の消費者用製品を輸入、日次平均で 20 億円相当の消費者用製品が輸入される一方、2008 年以降、製品リコールの 4/5 は輸入品に絡むものとなっており、輸入品及びそれに関連して新たに出現するリスクへの対策が特に急務となっています。

こういった困難な事態への CPSC の対応を改善する観点から、GAO は次のような選択肢を提案しています。

- ①新製品の市場投入への規制強化（事前承認制（premarket approval）の導入等）
- ②CPSC は消費者製品安全性改善法（CPSIA）により幼児向け製品等について強制規格を策定する権限を与えられているが、CPSC の他の製品に対する強制規格策定権限を幼児向け製品と同等程度まで強化する
- ③港湾における輸入製品の検査等に関する CPSC の権限強化
- ④CPSC が新たなリスクについてデータ分析やアセスメントを行うための設備、要員増強のための追加予算の投入

GAO は、レポートの中で、いずれの提案についても、消費者の安全を考慮した規制強化が、市場のイノベーションを制約したり事業者にとって負担増になるといったトレードオフがあり、メリットとデメリットがあるとしています。一方、国際貿易の拡大や技術の進歩等に伴う新たなリスクへ適時に対応していくことの重要性に鑑み、今回提案を含めた選択肢についてトレードオフやメリット・デメリットを十分に考慮しつつ、対策を講じていくことの必要性を強調しており、レポートを踏まえた今後の CPSC の動きが注目されます。

CPSC が強力磁石セットを禁止するルールを決定

米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、本年 9 月 25 日、小型の強力な磁石のセット製品（High-Powered Magnet Sets、以下「強力磁石セット」）^{※1}について、製品の市場流通を禁止する最終ルールを承認し、官報（Federal Register）にリリース^{※2}した。

CPSC によれば、同種製品により 2009 年 1 月から 2013 年 12 月までの間に、子供を中心に 2,900 件の誤飲事故が発生、病院の救急救命室で救急措置がとられた。

今回の最終ルールにより、2015 年 4 月 1 日以降、米国において、サイズ及び磁石の強さの点で今回策定された基準^{※3}を満たさない強力磁石セット（セットで使用することを想定した個別の磁石を含む）について、製造、販売、輸入等行った場合には違法となる。

※1 数ミリ程度の小型球形の強力な磁石（レアアース磁石等）を複数組み合わせることで、様々な形を作ることができる製品等として販売されている。子供が複数の磁石を誤飲した場合に、体内で磁石が引き合い腸の閉塞や穿孔など重大な事態となる。

※2 Federal Register / Vol. 79, No. 192 / Friday, October 3, 2014

Final Rule: Safety Standard for Magnet Sets

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-10-03/pdf/2014-23341.pdf>

※3 個々の磁石が、CPSC が玩具のパーツの誤飲リスクの判定に使用するシリンダーを通りぬけるサイズ

かどうか、通りぬける場合には、flux indexes (磁気の強さを示す) が $50\text{kG}^2\text{mm}^2$ 以下であること (CPSC によれば、現在販売されている製品の多くは $200\text{kG}^2\text{mm}^2$ 以上とされており、今回の基準により現行と同タイプの製品は一切販売できなくなる。)

ここがポイント

今回禁止がなされた強力磁石セットについては、以前から、子供が誤飲した場合の危害の重大性に鑑み、CPSC がその危険性について問題視してきました。2012 年 7 月には、事故が減らない状況に業を煮やした CPSC が、同種製品の製造・販売事業者に対して、製品の販売停止・リコール等を求め、極めてまれな行政上の告発 (administrative complaint) に踏み切った経緯^{*1}にあります。

その後、CPSC は同種の製品を扱う他の事業者 2 社に対しても同様の告発を行い、告発を行った計 3 社のうち 2 社とは、製品の販売中止、リコールを行うことで合意、リコール・返金を開始されていますが^{*2*}³、1 社とは合意に至らず係争中の状況です。

CPSC が子供向け製品を中心にリコールを含む規制強化を進めていることは、これまでも報じてきたとおりです。しかし、今回の対象製品は大人向けの製品であり、上記のように一部で係争が続く中、CPSC が同種製品の禁止措置に踏み切ったことは、本来大人向けの製品であっても子供へ危害が及び得る製品については CPSC として、従来にも増して強い姿勢で臨むことの表れとも考えられ、今後の動向が注目されます。

(以下、いずれも CPSC によるリリース文)

※1 CPSC Sues Maxfield & Oberton Over Hazardous Buckyballs® and Buckycube™ Desk Toys Action prompted by ongoing harm to children from ingested magnets

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2012/CPSC-Sues-Maxfield--Oberton-Over-Hazardous-Buckyballs-and-Buckycube-Desk-Toys-Action-prompted-by-ongoing-harm-to-children-from-ingested-magnets/>

※2 Buckyballs and Buckycubes Refunds Now Available Through BuckyballsRecall.com; Recall To Refund Will Last Until Jan. 2015

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2014/Buckyballs-and-Buckycubes-Refunds-Now-Available/>

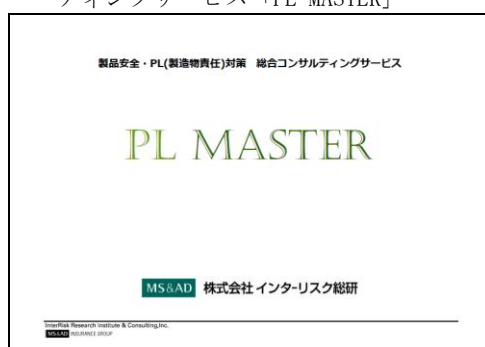
※3 Star Networks USA Recalls Magnicubes Due to Ingestion Hazard; Firm Settles Administrative Lawsuit

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2014/Star-Networks-USA-Recalls-Magnicubes/>

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014